

札幌市商店街感染防止対策強化支援事業 補助金 募集要領

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、事業の実施にあたっては、北海道が示す「新北海道スタイル」を実践するとともに、札幌市内外の感染状況に十分ご注意ください。

令和2年12月

札幌市 経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課

【TEL 011-211-2372】

1 事業の趣旨

札幌市における新型コロナウイルスの感染状況は、連日多数の新規感染者が発生し、予断を許さない状況となっています。市内の感染拡大を抑止していくためには、様々な業種の店舗を有している商業集積地である商店街において、感染防止対策をより一層強化していく必要があります。

商店街がこれまでのように、市民が安心して買い物を楽しむことができる場となり、にぎわいの場であり続けるため、商店街が取り組む感染防止対策に資する取組や商店街の魅力発信事業等に対して支援いたします。

2 補助対象者（補助申請できる者）

取組を実施する「商店街等」とします。具体的には以下の①～③のとおりです。

- ① 商店街振興組合
- ② 商店街を地区とする事業協同組合
- ③ 市長が適当と認める任意の商店街

3 補助対象事業

次の取組を補助対象事業とします。

- ① 感染症の拡大を防止するための物品の購入
- ② 「商店街 新型コロナウイルス感染防止対策事例集&手引き」に基づき、商店街事務局が加盟店を対象に実施する感染防止対策の実地指導
- ③ 商店街が実施する感染防止に係る取組の周知や広報
- ④ 「新北海道スタイル」に基づく感染防止対策を講じた上で実施する商店街の魅力発信事業
- ⑤ その他市長が特に有益と認める感染症防止対策事業

4 補助上限額・補助率

(1) 補助上限額

1 商店街あたり 200 万円

※補助上限額の範囲内であれば、複数回に分けて申請することも可能です。

(2) 補助率

補助対象経費の 10/10 （千円未満切捨て）

5 補助対象経費

(1) 補助対象者（「2」参照）が、事業の実施のために支出したものであること。

(2) 交付決定日以降（交付決定日を含む）に発生した経費であること。

※ただし、「事前着手届」（様式5）を提出した場合は、令和2年12月1日から交付決定日前日までの経費も含めることができます。

(3) 経費の性質が、「補助対象経費一覧」(P 6～7 参照) で認められていること

【留意点】

(1)～(3)の要件を満たす場合であっても、次のような経費は対象となりません。

ア 不当に高額である場合

(例)・事業の実施に不相当である高額な有名メーカーの製品を購入した場合

・知人等に発注した商品の購入価格が、市場価格に比して高額である場合

イ 耐用年数、使用頻度などを考慮し、購入するよりも賃借する方が安価である場合の備品購入費

ウ イベント等の運営に従事する組合員に支払う日当その他の金銭

エ 日本円以外の支払い

(例)・アメリカから備品を輸入し、米ドルで支払う場合

・商品券、割引券その他の金券、有価証券による支払い、物品の交換

・商店街以外の個人が保有する電子マネーでの支払い

・家電量販店などのポイントによる支払い

オ 反社会的勢力との取引に対する支払い

【POINT】

消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めることはできません。

【POINT】

補助対象経費の積算や実際に事業を実施するにあたっては、経費の節減に努めてください(機能面で同等の製品があるにもかかわらず、必要以上に高額な製品を選択し購入するなどの場合には、その経費は補助対象外とみなされる場合があります)。

【POINT】

補助経費と同一の経費において、国、道及び他の自治体等で実施する助成制度(補助金、委託費等)を受けている場合は、補助対象経費に含めることはできません。

6 申請から補助金交付までの流れ

(1) 交付申請書等の提出

以下の書類を提出してください。

【提出書類】

① 交付申請書(様式1)

② 事業計画書(様式2)

③ 事業支出積算書(様式3)

④ 感染症対策指導・確認予定店舗一覧(様式4)

※感染症対策指導・確認を行う場合のみ

⑤ 令和2年12月1日時点の会員名簿及び役員名簿

⑥ 直近2年間の決算書、議事録及び現行の会則

※既に札幌市に提出済の場合、再提出は不要です。

⑦ (希望する場合のみ) 事前着手届(様式5) [詳細は(3)参照]

(2) 申請受付期限

令和3年2月15日（月）まで

(3) 交付決定前着手

速やかな事業着手を支援するため、「事前着手届」（様式5）を提出した場合、令和2年12月1日（火）以降に生じた経費（補助対象事業に係るものに限る）については、交付決定日以前であっても補助対象経費に含めることができます。

※「事前着手届」については、交付申請書等と合わせてご提出下さい。

(4) 概算交付

- ・本補助金は、実施期間終了後に一括で支払うことが原則ですが、取組を行う上での資金繰り面での必要性がある場合に限り、「感染症対策指導費」を除く交付決定額を上限に概算払いすることができます。
- ・概算交付を希望される場合は、「概算交付申請書」（様式6）及び「概算交付申請理由書」（別紙）をご提出してください。
- ・事業完了後に確定する補助金額が概算交付額を下回る場合、別途その差額を納付いただくこととなりますので、ご留意ください。

(5) 事業の変更・中止

- ・交付申請時から事業内容や事業実施日に変更が生じる場合または事業を中止する場合は、必ず事前に「事業計画変更申請書」（様式7）を提出してください。
 - ※雨天や突然の災害により、当日にイベント内容の一部を変更するなどの場合には申請の必要はありませんが、悪天候等が事前に予測されるために事業を中止する場合などには、事前に提出をお願いいたします（書類の提出が間に合わない場合には、まず電話でご連絡いただき、後日提出してください）。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、市長が事業内容の変更や事業中止を求めた場合は、これにご対応いただきますようお願いいたします。

(6) 事業実施期限

令和3年3月31日（水）まで

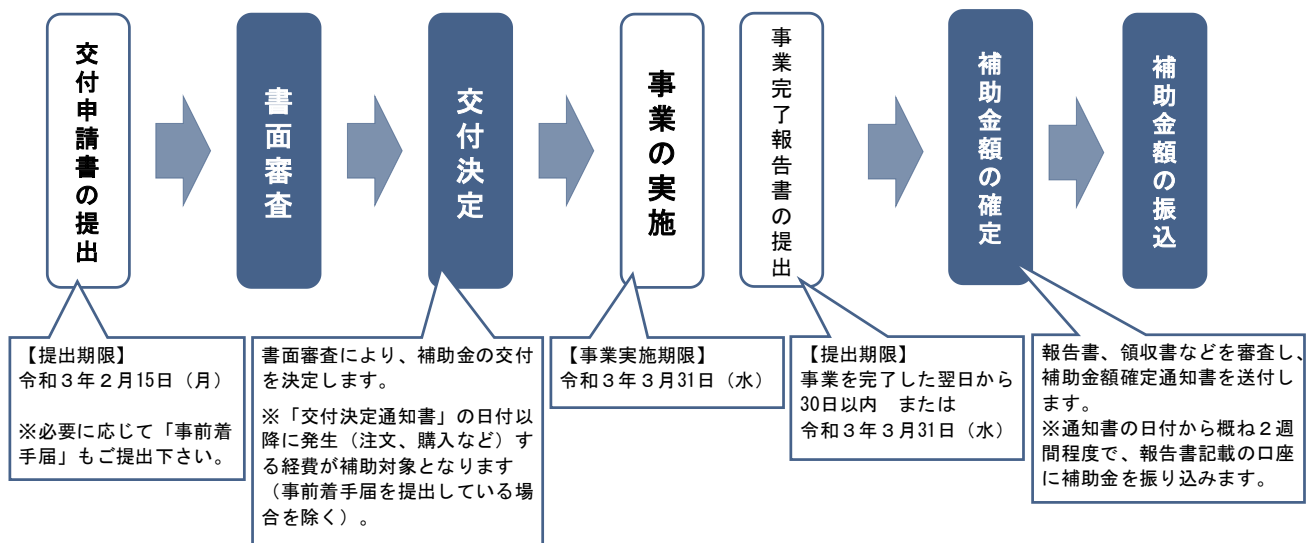
(7) 事業完了報告書等の提出期限

事業を完了した日の翌日から30日以内または令和3年3月31日（水）まで

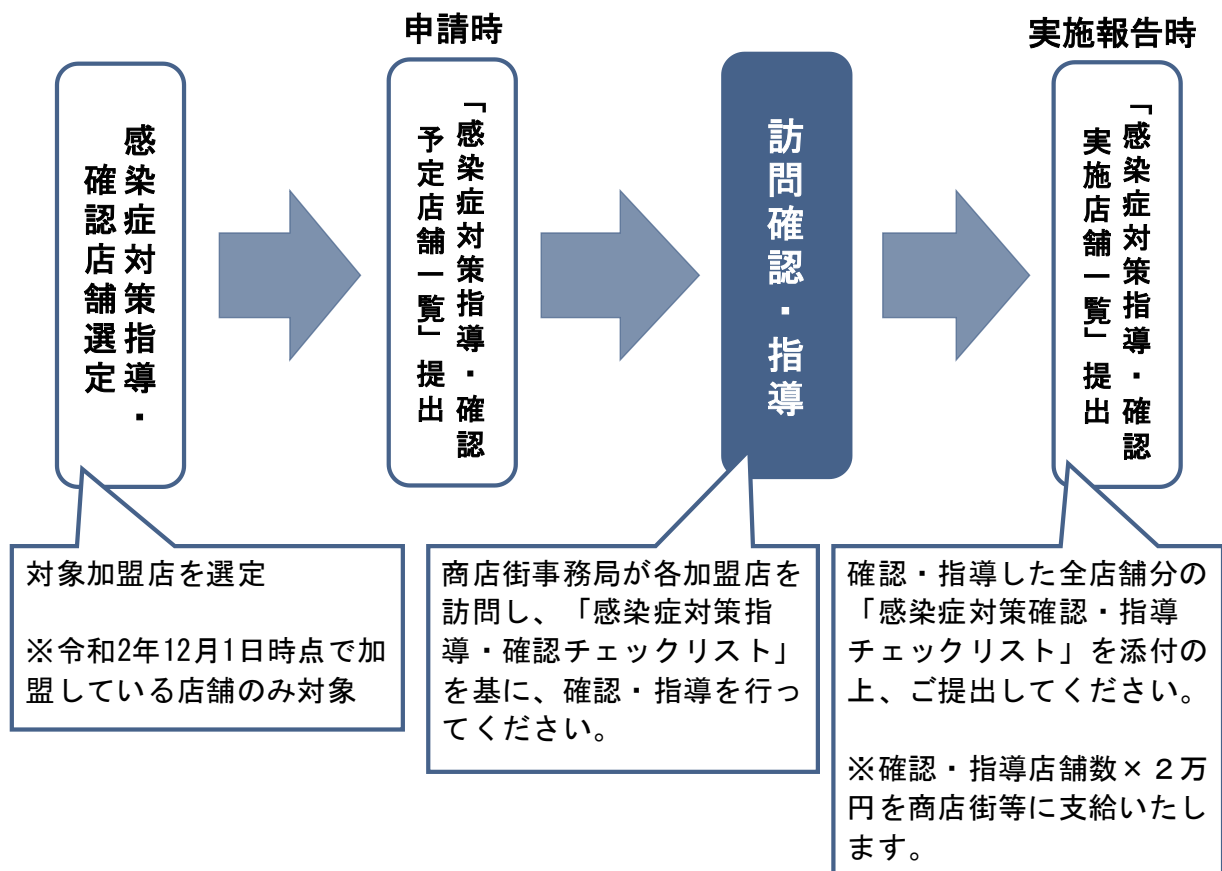
【提出書類】

- ① 事業完了報告書（様式8）
- ② 事業実施内容報告書（様式9）
- ③ 感染症対策指導・確認実施店舗一覧（様式10）
※感染症対策指導・確認を行った場合のみ。
- ④ 感染症対策指導・確認チェックリスト（様式11）
※感染症対策指導・確認を行った場合のみ。全店舗分が必要となります。
- ⑤ 補助対象経費一覧表（様式12）
- ⑥ 事業の実施に係る支出を証する書類（領収書の写し）
※「宛名」は商店街名であること。
※「但書」は品名、単価、数量が記載されていること（スペース上、全てが記載できない場合は、明細書や納品書を添付してください）。
- ⑦ 事業の実施のために製作したポスター、リーフレットその他の印刷物
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

7 事業の流れ（申請から給付まで）



8 感染症対策指導・確認について



【参考】 北海道コロナ通知システムの登録について

本システムは、不特定多数の方が利用する施設やイベント等において、新型コロナウイルスが拡大することを防止することを目的としています。

施設利用やイベント参加の際、QRコードからEメールアドレスをご登録いただくと、同じ日、同じ施設を利用した方の中から新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、北海道からEメールでお知らせします。（※濃厚接触者の方が特定できている場合などでは、通知しない場合があります。）

（北海道 HP：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsysteem.htm>）



○事業者（店舗・施設・イベントの管理者（主催者）の皆様

(1) 利用方法

ア 「店舗・イベント・施設QRコード取得フォーム」から施設・イベント等の情報を登録してください。

- ・生成フォームURL (<https://qc.domingo.ne.jp/group/register>)

イ 取得したQRコードを施設内・会場内に掲示してください。

ウ 施設（会場）利用者へ、掲示QRコードの読み込みを案内してください。

(2) 注意事項等

- ・複数の施設を所有する場合は、施設ごとにQRコードを取得してください。
- ・同一施設内には、同じQRコードをコピーして複数掲示いただけません。
- ・施設利用者（お客様）にEメールでお知らせするメッセージに、施設（会場）名や利用日は記載しません。
- ・いただいた情報については、北海道コロナ通知システムの事業目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

※パソコンをお持ちでなく、システムに登録できない事業者様は、下記電話番号までご相談ください。

【北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 電話番号：011-206-0289】

出典：北海道HP

【補助対象経費一覧表】

費目	内容	対象経費の例	対象外経費の例
備品購入費	<p>商店街が運営する共用スペース、商店街事務局及び不特定多数の人が訪れる商店街加盟店（飲食・小売・生活関連サービス等）で使用する感染防止対策に係る備品購入費（ただし、単価が税抜3万円以下の物品であること。）</p> <p>※加盟店で使用する備品については、商店街事務局で一括購入して配布すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加湿器 ○ 湿度計 ○ 空気清浄機 ○ 飛沫防止パネル ○ 非接触型体温計 ○ 足踏み式消毒液スタンド ○ 非接触型ディスペンサー（消毒液又は石鹸用） 	<ul style="list-style-type: none"> × 税抜単価3万円超の備品 × 事務局を兼ねる自宅に備品を設置する場合
消耗品費	<p>商店街事務局や商店街加盟店等で使用する消耗品費</p> <p>※加盟店で使用する消耗品については、商店街事務局で一括購入して配布すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスク ○ 消毒液 ○ 石鹸 ○ うがい薬 ○ 使い捨てマスクケース ○ ビニールカーテン ○ スタンプラリーで使用するスタンプや台紙 	<ul style="list-style-type: none"> × 飲食物 × 事業の実施とは直接関係がない日用品
委託費・報償費	<p>事業の企画又は実施に係る委託費（事業企画、清掃、消毒、警備、会場設営など）、事業の実施に係る講師謝金などの報償費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施に係る清掃、消毒、警備等の専門業者に対する委託料 ○ 事業企画に係る委託料（5万円まで） 	
物品賃借費	<p>事業の実施に係る物品の賃借料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ イベントに必要なイス、テーブル、テント等の賃借 ○ 事業実施に必要な物品であって購入するより安価なもの 	<ul style="list-style-type: none"> × レンタル期間に明らかに不要な期間が含まれている場合（その全部を対象外とする）

費目	内容	対象経費の例	対象外経費の例
通信運搬費	事業の実施に係る物品の運搬に係る経費及び通信費	○ 事業に必要な備品等の送料	× 物品購入時の代引手数料
会議費	事業の実施に係る打合せ等に使用する会議室等の使用料	○ 会議室の使用料	× 商店街が所有する物件の使用料
広告宣伝費	感染防止に係る取組のPRや商店街の魅力発信事業に係る印刷物の制作、配布などに要する費用	○ 感染防止対策をPRするポスター、チラシなど ○ イベント告知ポスター、チラシなど ○ 新聞折込料 ○ 広告掲載料	× ホームページの制作・改修等 × 加盟店の紹介のみを目的とした冊子
感染症対策指導費	「感染症対策指導・確認チェックリスト」に基づき、商店街事務局が加盟店を訪問し、感染防止対策の指導・確認を行った場合、商店街事務局に対して1店舗あたり2万円を補助	○ 商店街事務局が加盟店を訪問し、確認・指導を行う場合	× 店舗を訪問せずにFAXや郵送等を用いて、各店舗に自らチェックをさせる場合
その他の経費	他の費目に属さない経費で、市長が事業の実施にあたり必要不可欠であると認める経費	○ 銀行振込手数料	× 消費税・地方消費税など租税公課 × 行政に対する支払い × 代引手数料

(※参考) 事業実施にあたっては、下記ホームページ等をご参照下さい。

【感染予防対策ガイドラインについて】(札幌市)

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html

【商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針】(全国商店街振興組合連合会)

http://www.syoutengai.or.jp/news/2020/covid19_gl_syoutengai.pdf

【新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について】(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html